

○厚生労働省告示第二十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 神経変性疾患の遺伝子診断</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 神経内科専門医(一般社団法人日本神経学会が認定したものをいう。以下同じ。)、小児科専門医(公益社団法人日本小児科学会が認定したものをいう。以下同じ。)</p> <p>又は臨床遺伝専門医(一般社団法人日本人類遺伝学会及び日本遺伝カウンセリング学会が認定したものをいう。以下同じ。)であること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 脳神経外科専門医(一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。以下同じ。)であること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>七 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 神経変性疾患の遺伝子診断</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 神経内科専門医(一般社団法人日本神経学会が認定したものをいう。以下同じ。)、小児科専門医(公益社団法人日本小児科学会が認定したものをいう。以下同じ。)</p> <p>又は臨床遺伝専門医(一般社団法人日本人類遺伝学会が認定したものをいう。以下同じ。)であること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 脳神経外科専門医(一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。以下同じ。)であること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>七 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断</p>

イ (略)
ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 神経内科専門医、精神科専門医（公益社団法人日本精神神経学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

八〇十七 (略)

十八 MEN1 遺伝子診断

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 内分泌代謝科専門医（一般社団法人日本内分泌学会が認定したものをいう。）、外科専門医（一般社団法人日本外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は臨床遺伝専門医であること。

②・③ (略)

(2) (略)

十九〇二十八 (略)

二十九 Birt-Hogg-Dubé (BHD) 症候群の遺伝子診断

イ

対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

Birt-Hogg-Dubé (BHD) 症候群又はBirt-Hogg-Dubé (BHD) 症候群が疑われるもの

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら泌尿器科に従事していること。

イ (略)
ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 神経内科専門医、精神科専門医（公益社団法人日本精神神経学会が認定したものをいう。）、又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

八〇十七 (略)

十八 MEN1 遺伝子診断

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 内分泌代謝科専門医（一般社団法人日本内分泌学会が認定したものをいう。）、外科専門医（一般社団法人日本外科学会が認定したものをいう。）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したものをいう。）、又は臨床遺伝専門医であること。

②・③ (略)

(2) (略)

十九〇二十八 (略)

(新設)

- ② 臨床遺伝専門医であつて、総合内科専門医（一般社団法人日本内科学会が認定したものをいう。）、小児科専門医、皮膚科専門医、精神科専門医、外科専門医、整形外科専門医（公益社団法人日本整形外科学会が認定したものをいう。）、産婦人科専門医、眼科専門医、耳鼻咽喉科専門医、泌尿器科専門医、脳神経外科専門医、放射線科専門医、麻酔科専門医（公益社団法人日本麻酔科学会が認定したものをいう。）、病理専門医（一般社団法人日本病理学会が認定したものをいう。以下同じ。）、臨床検査専門医（日本臨床検査医学会が認定したものをいう。）、救急科専門医（日本救急医学会が認定したものをいう。）、形成外科専門医（一般社団法人日本形成外科学会が認定したものをいう。）又はリハビリテーション科専門医（公益社団法人日本リハビリテーション医学会が認定したものをいう。）であること。
- ③ 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- ④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
- ⑤ Birt-Hogg-Dubé（BHD）症候群の診断及び治療について三年以上の経験を有すること。
- ② 保険医療機関に係る基準
- ① 泌尿器科、病理診断科、呼吸器科、皮膚科及び放射線科を標榜していること。
- ② 実施診療科において、泌尿器科専門医が二名以上配置されていること。
- ③ 病理専門医及び臨床遺伝専門医が一名以上配置されていること。
- ④ 臨床検査技師が配置されていること。
- ⑤ 病床を二百床以上有していること。
- ⑥ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数

を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦ 当直体制が整備されていること。

⑧ 緊急手術体制が整備されていること。

⑨ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑩ 当該療養を実施した結果について、当該保険医療機関に診療情報等を提供した他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

⑪ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑫ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑬ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑭ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇六十六 (略)

六十七 腎悪性腫瘍手術により摘出された腎臓を用いた腎移植

末期腎不全(慢性維持透析が困難なものに限る。)

六十八 切除支援のためのマイクロコイル併用気管支鏡下肺マツピング法 微小肺病変

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇六十六 (略)

(新設)

(新設)